

## 豊中市告示第43号

### 大規模小売店舗に関する意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、大規模小売店舗に関する意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

当該意見については、公告の日から1月間一般の縦覧に供します。

平成27年2月3日

豊中市長 浅利 敬一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ドン・キホーテ豊中店  
所在地 豊中市勝部1丁目90番15ほか
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日  
平成26年9月18日（平成26年豊中市告示第426号）
- 3 市の区域内に居住する者等の意見の概要
  - (1) 騒音の発生を防止するため、防音壁又は二重サッシの設置等適切な対策を講じること。
  - (2) 周辺住宅にゴミのポイ捨てによる被害が出ないようにするため、廃棄物の保管施設の管理を徹底する等適切な対策を講じること。
  - (3) 児童の安全を確保するため、通学路に常時交通整理員を配置する等適切な対策を講じること。
  - (4) 深夜営業が想定されるため、防犯カメラ又は人感センサーの設置等防犯についての適切な対策を講じること。
  - (5) 防犯面を考慮して、閉店時間を早める等の対策を講じること。
  - (6) 周辺住宅への光害の発生を防止するため、住宅側の照明は夜間消灯とする等適切な対策を講じること。
  - (7) 来客の自動車による交通渋滞によって、周辺住宅の出入口が塞がれないよう常時交通整理員を配置する等適切な対策を講じること。
- 4 意見の縦覧場所  
豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課